

堺市感染症予防計画の概要

経過

- **新型コロナウイルス感染症に関する取組を踏まえ、感染症法が一部改正（令和6年4月1日施行）**
⇒ **次の感染症の危機に備えるため、保健所設置市においても感染症予防計画を策定する**（従来は都道府県のみ策定※）
※従来、都道府県が策定していた感染症予防計画についても記載事項を充実

計画の位置づけ

- 感染症法第10条の規定により**保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施**に関する計画
- 本市の感染症予防計画は、**国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針、大阪府の感染症予防計画に即して定める**（感染症法第10条第14項）
- その他：国が定める基本指針の改定（記載事項により3年又は6年で見直し、必要に応じて改正）等により必要が生じた場合には、適宜見直しを行う

計画の記載事項

構成	記載項目
第一章	— 感染症対策の推進の基本的な考え方
第二章	第1 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策
	第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
	第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上
	第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保
	第5 感染症の患者の移送のための体制の確保
	第6 宿泊施設の確保
	第7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
	第8 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針
	第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
	第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保
	第11 緊急時の感染症の発生の予防及びまん延の防止等のための施策
	第12 感染症に関する知識の普及・啓発及び感染症の患者等の人権の尊重
	第13 その他感染症の予防の推進に関する事項
	第14 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応

※第二章 第4、第6、第8は主として大阪府の取組を記載する。

計画による次の感染症危機への備え等のポイント

新興感染症の発生・まん延時等に対する平時からの備え

- **検査体制の整備**
 - ▶ 堺市衛生研究所での検査体制の整備、検査能力の向上
 - ▶ 民間検査機関及び医療機関と協定を締結し、検査体制を整備（大阪府）
- **医療提供体制等の確保**
 - ▶ 医療機関との協定を締結する等、新興感染症に対する医療提供体制を確保（大阪府）
 - ▶ 消防局・民間救急等との事前協議等により、感染症患者の移送体制を整備
- **保健所体制の確保等**
 - ▶ 新興感染症に対応するための組織体制、応援体制の整理や職員への研修の実施等
 - ▶ 保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う保健師の配置、IHEAT要員の確保等
- **外出自粛対象者への対応**
 - ▶ 有事に備え、健康観察や生活支援等のサービスの提供を行う事業者の情報の収集等

有事における対応

- **感染症のまん延防止**
 - ▶ 積極的疫学調査による感染経路等の究明、検査の実施、入院勧告等によるまん延防止
 - ※ 平時からの検査体制・保健所体制の整備により着実に業務を執行
- **感染症の患者への医療の提供**
 - ▶ 医療機関による医療提供（行政による入院調整、患者の移送等）
 - ※ 大阪府が医療機関と締結した協定等を踏まえ、関係機関等と連携して必要な対応を実施
- **外出自粛対象者への対応**
 - ▶ 外出自粛対象者への健康観察、生活支援等の実施体制の早期整備と対応の実施

新型コロナウイルス感染症での対応等を踏まえ、体制のひっ迫等の課題が見られた検査体制・医療提供体制・保健所体制等を中心に、平時からの備えを規定する。有事には、平時の備えを活用し、関係機関等の協力も得て感染症のまん延防止や患者への医療提供等の対応を迅速に行う。

堺市感染症予防計画の概要

府：大阪府 市：堺市

記載項目	記載項目の概要	
<p>感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策 (第二章 第1)</p>	<p><感染症発生動向調査> 感染症に関する情報の収集及び分析、市民等への公表</p>	<p><予防接種> ワクチンに関する正しい知識の普及、予防接種が受けられる場所等についての情報提供</p>
<p>感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究 (第二章 第2)</p>	<p><積極的疫学調査> 感染症の地域における流行状況の把握と感染源及び感染経路の迅速な究明</p>	<p><対人措置・対物措置> 就業制限、入院勧告等の対人措置、消毒等の対物措置による感染症のまん延の防止</p>
<p>病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上 (第二章 第3)</p>	<p>【平時からの体制整備】 <衛生研究所による検査体制の整備と検査能力の向上> 計画的な人員の確保や配置、研修や訓練の実施、検査機器の確保等による検査体制の整備等 保健所や衛生研究所における病原体等の検査に係る役割分担の整理 <民間検査機関及び医療機関の検査体制の確保> 府と民間検査機関及び医療機関との協定締結による検査体制の確保</p>	<p>【有事における対応】 <衛生研究所による検査の実施> 国立感染症研究所等の検査手法の活用、保健所等と連携した迅速、適確な検査の実施 <検査体制の充実> 府と協定を締結していない民間検査機関について、必要に応じて市が契約すること等による検査体制の充実</p>
<p>感染症に係る医療を提供する体制の確保 (第二章 第4)</p>	<p>【平時からの体制整備】 <新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備> 府と入院、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等を行う医療機関の協定による体制整備 <個人防護具の備蓄等> 府との協定に基づく医療機関での個人防護具の備蓄、市における個人防護具の備蓄又は確保 <関係団体及び関係機関との連携> 新興感染症の発生及びまん延時に円滑な連携が実現されるよう、感染症対策に関わる人材のネットワークの強化等による関係団体及び関係機関との連携体制の強化</p>	<p>【有事における対応】 <新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備> 協定を締結した医療機関への要請による、入院、発熱外来、自宅療養者等への医療提供体制の整備 <備蓄した個人防護具の供給、入院調整> 医療機関の個人防護具が不足する場合における、個人防護具の供給 患者の入院調整の実施、府による入院調整業務の一元化の検討</p>
<p>感染症の患者の移送のための体制の確保 (第二章 第5)</p>	<p>【平時からの体制整備】 <平時における体制整備> 保健所の移送車両の確保、移送訓練等の実施や消防局・民間救急等との事前協議、情報交換、協定等</p>	<p>【有事における対応】 <患者の移送への対応> 保健所による患者移送の実施、消防局との連携、民間救急等への移送業務の委託</p>
<p>外出自粛対象者の療養生活の環境整備 (第二章 第7)</p>	<p>【平時からの体制整備】 <健康観察、生活支援等の体制整備> 有事に備えた、健康観察や生活支援等のサービスの提供を行う事業者の情報収集等</p>	<p>【有事における対応】 <健康観察、生活支援等の体制整備> 外出自粛対象者への健康観察、生活支援等の実施体制の早期整備と対応の実施 <相談体制や外来受診体制の整備等> 市による相談体制・患者の移送体制の早期整備 府による相談体制の一元化、外来受診における民間移送機関と連携した体制整備</p>
<p>感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 (第二章 第9)</p>	<p><市の取組> 保健所職員、衛生研究所職員に対する研修の実施等による専門性の向上</p>	<p><医療機関等の取組> 感染症に関わる幅広い人材に研修、講習会やセミナーへの参加を促すことによる知識の向上</p>
<p>感染症の予防に関する保健所の体制の確保 (第二章 第10)</p>	<p>【平時からの体制整備】 <新興感染症に備えるための体制の検討等> 新興感染症の発生に備えるための組織体制及び応援体制の検討 ICTの活用等による業務の効率化、IHEAT要員からの応援を含めた人員体制の整備 業務委託や必要な機材、物品の確保についての検討 <IHEAT要員の確保、研修等> 臨時的な人員確保の方策としての、IHEAT要員の確保と研修等</p>	<p><新興感染症発生時の対応> 応援体制の確保、業務委託の活用、IHEATの活用等による速やかな体制の確保</p>
<p>緊急時の感染症の発生の予防及びまん延の防止等のための施策、その他の (第二章 第11～13)</p>	<p><緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策> マニュアル等の整備、新興感染症の発生及びまん延時に備えた訓練の実施 対策本部の設置、国や関係機関等との連携 <緊急時における情報提供> 情報提供媒体の複数設定、市民へのわかりやすい情報提供</p>	<p><感染症についての正しい知識の普及・啓発、感染症の患者等の個人情報保護等> 市民による主体的な感染症予防、患者等への差別や偏見の解消のための正しい知識の普及・啓発、関係職員への個人情報の保護に関する指導等 <院内及び施設内感染の防止> 高齢者施設等や障害者施設等の従事者への研修等の実施、新興感染症の発生早期からの、府や高齢者施設等関係団体等と連携した支援体制の整備</p>

※ 上記のほか、感染症対策の推進の基本的な考え方、宿泊施設の確保、府知事による総合調整等に関する事項や特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応（結核等への対策の取組）についても記載